

## ご旅行条件書（事業者を相手方とする受注型企画旅行用）

参加意思お伺い書をお送りいただきましたら  
会社名を入れた正式書面をメールにてお送りいたします。

「参加企業様名」
御中

観光庁長官登録旅行業第2053号

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

近畿日本ツーリスト株式会社

法人第2支店

住所 東京都千代田区神田和泉町1-13住友商事神田和泉町ビル12階

TEL: 03-6891-9303

支店長: 渡辺 一貴

総合旅行業務取扱管理者: 西崎 晃弘

担当者: 天野 菜絵

提出日: 2026/7/7

### 1 団体の名称、人員、旅行期日、旅行日程等

団体名	2026年度 日立ITユーザ会海外視察		
申込人員	(一般) 1 名 (添乗員) 1 名 (合計) 2 名		
旅行期間	2027年1月5日 ~ 2027年1月10日	6 日間	(本邦出発日ならびに帰国日を含みます)
旅行先	ラスベガス	旅行日程	別紙『ご旅程表』をご参照ください
旅行代金	1,240,000 円 (総額)		

### 2 旅行代金のお支払い条件

申込金: 1,240,000 円 お支払日: 2026年11月30日(月)  
残金: 円 お支払日:

### 3 旅行代金に含まれるもの

- 航空運賃: 日程表に記載された区間 (エコノミークラス)  
運送機関の課す付加運賃・料金、燃油特別付加運賃(燃油サーチャージ)、航空保険料  
※ご出発前に利用航空会社において燃油サーチャージの新設・増額が認可された場合は、その増額分を追加請求いたします。また廃止・減額された場合においては、その差額分をご返金いたします。
- 羽田空港施設使用料、旅客保安サービス料(2,950円)
- 現地空港税
- 国際観光旅客税(3,000円)
- 宿泊代金: 宿泊予定ホテル【フラミンゴ ラスベガス】(1名1室利用)
- 食事代金: 朝0回、昼0回、夕食2回(この回数に機内食は含まれません)及び各食事時の飲み物代
- 視察代金: 日程表に記載された視察時の通訳代、コーディネーター費用
- バス代金: 空港ホテル間の送迎バス料金、視察時バス料金、その他移動時バス料金
- 団体行動中の税金・チップ・ポータレージ費用
- 手荷物運搬料金: 運輸機関の規定内手荷物料金
- 添乗員費用: 東京から1名
- ESTA申請料
- 米国のESTA(電子渡航認証)の登録または確認・修正および確認証の発行、または内容の確認  
※上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しいたしません。  
※換算レート: 1ドル=162円を適用しております。  
※為替レートの変動により金額が変わります。

### 4 旅行代金に含まれないものの例示

旅行に必要な費用のうち、次の費用は旅行代金に含まれません。それぞれ、次の区分により事業者又は旅行者に負担いただきます。

- 以下のものは、該当するそれぞれの旅行者に負担いただきます。
  - 日程表に含まれない食事代及び食事時の飲み物代
  - 旅券印紙代・証紙代: 有効期限10年のもの 電子申請—8,900円、窓口申請—9,300円
  - 超過手荷物料金 航空会社の規定を超えるもの
  - 個人的性格の費用 飲物代、インターネット接続費、クリーニング代、電話代など
  - 傷害、疾病に関する医療費
  - 任意の旅行保険料
  - 空港までの往復国内交通費
  - ビジネスクラス利用の追加代金(目安金額 900,000円~/別途お問い合わせください)
  - 渡航手続代行料金
  - 海外用Wi-Fiルーター・携帯電話レンタル費用

## 5 旅行代金の旅行者の負担等について

ご旅行者は代金の一部を負担いたしません。

## 6 契約の解除、または参加人員の一部変更に伴う契約の解除

契約締結後、お客さまの都合による旅行契約の解除、または参加人員の変更等に伴う契約の一部解除の場合は、以下を取消料といたします。

契約解除の時期	取消料
8/24～9/4	旅行代金の10% (124,000円)
9/5～10/6	旅行代金の50% (620,000円)
10/7～10/29	旅行代金の70% (868,000円)
10/30～11/19	旅行代金の80% (992,000円)
11/20～	旅行代金の100% (1,240,000円)

営業日・営業時間 月～金 10:00～17:00 (土・日・祝日はお休み)

※休業日と営業日時間外の取消・変更のお申出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。

## 7 事業者から参加希望者への周知事項

事業者は、旅行に参加を希望し又は予定する者に、別紙参加要領への記載事項の内容を周知するものとし、当該記載内容について参加者の承諾を得るものとします。

## 8 旅行条件の基準日

この旅行条件は 2026年7月7日 現在の運賃・料金を基準としています。

また、ここに記載のない事項については、弊社旅行業約款(事業者を相手方とする受注型企画旅行契約の部)によります。

旅行業務取扱管理者とは、当社の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関して担当者からの説明に不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記旅行業務取扱管理者にお問い合わせください。